

## 平成26年4月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成26年4月17日〔木曜日〕 15時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	日笠山 隆
//	5 番	河本アツミ
//	6 番	白河 澄雄
//	7 番	古田 洋美
//	8 番	浦口 幸夫
//	9 番	脇田 峰生
//	10 番	石寺 政和
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	下園 茂
//	13 番	南 重徳
//	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農業振興地域計画変更（用途変更・除外）に係る意見聴取について
- 議案第3号 非農地証明願いについて
- 議案第4号 あっせんについて
- 議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について
- 議案第6号 荒廃農地の非農地の判断について
- 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について（継続審議）

#### ○事務局長

定例会に先立ち、会長にあいさつをお願いします。

#### ○会長

皆さん、本日はご苦労さまです。新年度になり、農業委員会の事務局体制も変わったところです。職員が4人から3人になりました。農業委員も一緒になって、3人でこれから申請事務等頑張っていきたいと思えます。

なお、本日は送別会が開催されるということで、総会の時間を変更したところです。

また、4月は、就職や入学など新しい出発の時期でもあります。行政機関も新年度のスタートの月であり、農政関係では目新しい事業もあるということでございまして、新年度予算について後ほど農林水産課の方より説明があるということです。

一方、農作業におきましても、田植が終わりまして、さとうきびの収穫も一応今月末までの予定となっているようです。

今後は、いもの植え付け準備などになろうかと思いますが、穏やかな季節でありますので、お互いに作業に頑張っていきたいと思うところです。

#### ○議長

それでは、会議規程によりまして4月の定例総会を開催いたします。

まず初めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員には、6番白河委員と7番古田委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

#### ○議長

続きまして、日程第2「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第1号の番号3と4につきましては、私が利用権の設定を受けるものとなっております。これは農業委員会法第24条の議事参与の制限に該当しますので、議案を2分割して審議を行いたいと思えます。

それでは事務局は、番号3と4以外の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明します。資料は1ページから3ページになります。今月は所有権移転5件、賃借権4件の合計9件の申請がありました。

1番は、安城の平山川脇地区の土地です。台帳地目が田1筆、畑3筆、現況地目はすべて畑となっておりますけれども、台帳地目田のところは、現況の方が田に戻っているようですので田に訂正をお願いいたします。

合計面積が8459平米で、賃貸借により10年間賃貸借するものであります。

2番です。安城平山地区の土地で、台帳現況地目は畑の1筆、面積747平米を賃貸借により10年間賃貸借するものであります。次のページをお開きください。

5番です。上西横山地区の土地です。台帳現況地目が畑の1筆で、面積599平米を

売買により所有権移転するものであります。

6番です。現和庄司浦地区の土地で、台帳地目は田、現況地目は畑の1筆で、面積262平米を売買により所有権移転するものであります。

7番です。現和庄司浦地区の土地で、台帳現況地目は畑の1筆で、面積1880平米を売買により所有権移転するものであります。

8番です。現和庄司浦地区の土地で、台帳現況地目は畑の2筆で合計面積3355平米を売買により所有権移転するものであります。

3ページです。9番です。現和西俣、武部地区の土地で、台帳現況地目が田3筆、畑14筆の計17筆で、合計面積は25023平米を親から子へ贈与により所有権移転するものであります。

以上で本件1番、2番、5番から9番までは農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で第1号議案の3番、4番を除く説明を終わります。

#### ○議長

続きまして、担当委員の調査報告をお願いしますが、1番、2番につきましては、私が担当委員ですので報告します。

昨日、貸人、借人双方に連絡をとりまして、現地を確認いたしました。

1番の貸人、2番の貸人は、親子関係でありまして、借人の奥さんが2番の貸人のおばさんということで、親戚関係になっているようです。

借人はキビ農家でありまして、きびを作るということでもございました。期間、現地、借賃を確認いたしました。また、先ほど事務局から説明がありましたように、現地を確認したところ、番号1の上から3番目の現況畑となっているところは、既に米の植え付けも済んでおりました。以上、双方確認し、申請どおり間違いございませんでした。

#### ○9番委員

9番です。番号5番について報告をいたします。4月13日に譲受人立会のもとで、現地を確認しました。これは、20年ぐらい前に売買が成立しておりまして、お金の授受も済んでいるそうです。昔からつき合いがあり、耕地整理をする時に自分の畑の隣のこの畑を譲り受けたそうです。

また、譲渡人の方には電話で確認をしたところ、そのことは母親から聞いており、金額も間違いはないということでした。以上です。

#### ○12番委員

番号6、7、8番について説明します。譲受人は庄司浦に居住する52歳の認定農家でございます。さとうきび、でん粉用いも、青果用いもの経営をしており、刈り取り作業の受託も行って頑張っている農家でございます。

先ほど事務局より説明があったとおりでございます。さらに、譲渡人、譲受人双方に確認をしましたところ、申請通り間違いありませんでしたので、報告をさせていただきます。

ます。番号9番につきましては、親から子への贈与による所有権の移転です。田、畑17筆全てを譲受人立ち会いで確認いたしました。

申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○議長

議案第1号につきまして、事務局並びに担当委員の方からそれぞれ説明ございました。それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

○議長

はい、異議なしの声がございましたので、採決いたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請、1番、2番並びに5番から9番までについて、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第1号「農地法第3条の規定」による許可申請の1番、2番、5番、6番、7番、8番、9番については、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、3番、4番を審議します。審議の間、農業委員会法第24条の議事参与の制限により退席をします。議長を職務代理にお願いします。

○議長（職務代理）

農地法第3条の規定による許可申請の3番と4番について、審議をいたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、1ページ目です。3番です。安納の軍場地区の土地で、台帳地目が田の4筆、現況地目は畑の4筆で合計面積3180平米を賃貸借により5年間貸借するものであります。

続きまして、4番です。安納大平地区の土地です。台帳現況地目は、畑の2筆で合計面積3444平米を賃貸借により、5年間貸借するものであります。

この3番と4番の借人は平成25年6月に設立した新規の農業生産法人でありまして、許可後の面積が6624平米となり、下限面積の5千平米を超えます。

備考欄の面積が間違っておりますので、面積を6624に訂正をお願いいたします。

以上本件3番、4番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で第1号議案の3番、4番の説明を終わります。

○議長（職務代理）

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

○5番委員

5番です。番号3番、4番について説明いたします。14日に現地調査をいたしまし

た。借人とは都合が合わず、後日確認をとりました。借人は新しく会社を立ち上げまして、主に1次加工をするということでした。

3番の畑にはパッションフルーツを4番の畑には安納いもを作るということでした。

貸人の1人には自宅で会いまして、もう1人には電話で確認をとっております。

この申請の通り間違いがございませんでした。以上です。

○議長（職務代理）

はい、ありがとうございます。ただいま事務局、担当委員の方から説明がなされましたが、これについて、皆さん何か質疑はございませんか。

○議長（職務代理）

異議なしという声がございます。採決をいたします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番、4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（職務代理）

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の3番、4番については許可することに決定いたします。

ここで4番委員の入室を許可し、議長を交代します。

○議長

それでは、続きまして議案第2号「農業振興地域計画変更に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農業振興地域計画変更の用途変更について」を説明します。

資料の4ページをお開きください。農業振興地域の計画変更をする場合は、農業委員会の意見を求められます。

1番です。農地から農業用施設用地への用途変更であります。農用地の全体見直しで4月以降の1年間は、除外、用途変更の受付はいたしておりませんが、今回の分は3月20日に申請のあったものであります。

申請地は、現和庄司浦地区の土地です。台帳現況地目とも畑で、面積が1386平米のうち48平米であります。申請理由といたしましては、現在キヌサヤ、青果いも、パレイショ等の農業経営しておりますけれども、自作地の申請地に農地転用により新しく木柱の育苗ハウスを建築するものであります。

これは現在ビニールハウスが建っておりますが、そこに建て替えるものであります。

スライドの方に現在建っているビニールハウスがありますが、そこに木柱のハウスを建てるということでもあります。ここは自作地で、200平米未満の農業用施設であるため農地法第4条第1項第8号の規定による転用制限の例外で許可不要ですので、届出が出ております。以上で説明を終わります。

○議長

この件につきましては、昨日現地調査が行われております。

調査委員になられました皆様、御苦労さまでございました。

それでは、調査委員長の報告をお願いいたします。

○1番委員

1番です。昨日現地の合同調査を橋口委員、事務局並びに担当委員の下園委員と行いました。1番は事務局説明のとおり用途変更ですけれども、ビニールハウスが建っているところに新しく木造育苗ハウスを建築しようとするものです。

申請どおりであることを確認いたしました。以上です。

○議長

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

○12番委員

ただいま、調査委員長の報告がありましたように、担当委員も同意見です。

○議長

それでは議案第2号につきまして、質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

議案第2号農業振興地域計画変更の1番につきまして、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第2号農業振興地域計画変更に係る意見の聴取についての1番は承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

非農地につきましては先月まで事務局の説明はありませんでしたが、今月から事務局が判断基準等を説明しますので、その後調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「非農地証明願いについて」を説明いたします。

資料の5ページをお開きください。1番です。現和の武部地区の土地です。

台帳地目は畑でありますけれども、平成元年以前から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1の(ウ)に該当いたします。スライドの赤で囲んでいるところが該当地です。ここは急斜面になっておりまして、以前は果樹園だったということでありました。

続きまして、2番です。住吉の能野地区の土地です。台帳地目は畑と田でありますけれども、平成2年以前から耕作せず、現在山林となっております。こちらも交付基準1の(ウ)に該当します。2番と3番が田で同じ字で隣同士の地番となっております。

田については、次で併せて説明します。

スライドの方は、畑の上大久保というところの土地であります。

3番です。住吉能野地区の土地です。台帳地目は田で平成2年以前から耕作せずに、現在山林となっております。交付基準1の(ウ)に該当します。

交付基準1の(ウ)というのは、自然荒廃しており農業用機械では農地への復元が不可能ということで、参考として欄外に書かれております。

スライドの下の方の2人の方が名義人であり、たまたま西之表のほうに帰省しておりまして、その時一緒に現地調査をして、確認しております。以上で説明を終わります。

○議長

これにつきましても、昨日現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いいたします。

○1番委員

非農地証明1番、2番、3番について報告をいたします。昨日合同調査を実施しました。それぞれの担当委員、案内人の立ち会いのもと、現地を確認いたしました。

事務局報告のとおり、耕作放棄地でありまして、現況は竹林や山林でありました。

非農地とすることは妥当であることを確認いたしました。以上です。

○議長

続きまして、担当委員の報告をお願いします。

○8番委員

8番です。調査委員長の報告のとおり非農地であります。以上です。

○14番委員

14番です。2番、3番については、先ほど調査委員長から詳しく説明があったとおりです。この方々は姉妹だそうであります。以上です。

○議長

ただいま、事務局及び調査委員長、担当委員の方から説明、報告がございました。

それでは質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いをいたします。

○議長

それでは、異議なしの声がございましたので、採決いたします。

議案第3号「非農地証明願い」の番号1番、2番、3番につきまして、非農地として許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第3号「非農地証明願い」の1番、2番、3番については許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第4号「あっせんについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

議案第4号「あっせんについて」であります。資料は6ページになります。

今月のあっせんは「売りたい」の申し出が2件と調書が1件であります。

まず申し出の方であります。1番の場所は、安納の軍場地区です。台帳現況地目は畑、面積は1116平米であります。相続未登記で子供が申請しております。

希望価格は、50万円であります。

場所が安納地区でありますので、担当の5番委員と場所に近い7番委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、2番の場所は西之表の本立地区であります。台帳現況地目は田で、面積は2243平米であります。「売りたい」又は、「貸したい」ということでもあります。

昨年整備しておりましたが、また荒れ始めているということです。場所が本立地区です。担当の13番委員と、場所に近い9番委員にお願いしたいと思っております。

よろしくお願いたします。

次に、あっせん調書です。次のページをお開きください。先月「借りたい」で申し出があった案件であります。今回成立して今月の利用集積計画に出ております。

あっせん委員の石寺委員と小倉委員はご苦労様でした。以上で説明を終わります。

## ○議長

ただいま議案第4号の「あっせんについて」の説明ございました。これにつきまして、質疑のある方はございませんか。よろしいですか。

## ○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方は、よろしくお願をいたします。

続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明します。

利用権の設定であります。1の1ページをお開きください。

期間が平成26年5月1日から平成29年4月30日の3年間、地目畑、面積1935平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成26年8月1日から平成29年7月31日の3年間、地目畑、面積846平米となっておりますが、田が846平米ということでもありますので、こちらの訂正をお願いいたします。内更新分846平米、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者1人です。

3段目です。期間が平成26年5月1日から平成31年4月30日の5年間、地目畑、面積6233平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者2人、利用権の設定を受ける者2人です。



最後4段目です。期間が平成26年5月1日から平成36年4月30日の10年間、地目畑、面積3877平米、うち更新3647平米、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者2人です。

合計で田面積は846平米、畑面積12045平米で田と畑の訂正をお願いいたします。合計面積が12891平米で、うち更新分4493平米です。

利用権の設定をする者5人、利用権を受ける者が6人です。

内訳につきましては、1-2ページを、詳細につきましては、1-3から1-8をごらんください。なお、1-2に訂正があります。5番目の現況地目が田で、利用目的が水田です。6番の存続期間が3年を5年に訂正をお願いします。

続きまして、所有権移転です。2-1ページをお開きください。

今回は3件の申請がありました。地目畑、15249平米を平成26年4月24日に所有権移転をしようとするものです。

詳細につきましては、2-3ページから2-11ページをごらんください。

以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18号第3項の規定に基づき、審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから、提案いたしました。

委員の皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○議長

ただいま事務局より議案第5号について説明がありました。最初に、利用権の設定についての審議を行いたいと思います。

それぞれ担当委員の方からの説明をお願いいたします。

#### ○3番委員

はい、3番。番号1番について説明いたします。利用権の設定する方はご覧のとおり高齢でございまして、経営規模の縮小ということで、申請したところであります。

設定を受ける方は、私の集落の認定農家です。大規模な畜産農家でたばこ作もやっている方でございます。双方に確認し、現地も確認いたしました。もう既にでん粉用いもを植え付けておりました。申請通り間違いございません。以上です。

#### ○5番委員

5番です。2番、3番、4番について説明いたします。14日に借人立ち会いで現場を確認しております。2番、3番の畑には何も作付けされておりましたが、これから安納いもを作るということでした。4番の畑にはジャガイモを植えておりました。

両方の借人については、代理の方に電話で連絡をとりましたが、申請の通り間違いございませんでした。以上です。

#### ○10番委員

はい、10番です。5番、6番について報告します。5番ですが、4月12日借人立ち会いのもと、現地調査を実施いたしました。借人は園芸作物を中心とした認定農家でございます。更新ということで、申請通り間違いありません。

また、貸賃につきましては、米の現物支給ということでした。

6番は、あっせん調書の分です。借人は新規就農者です。2月に現地を案内いたしまして、借りたいということで契約をしたところでございます。

貸人は神奈川県に在住しておりますが、夫の兄が地元に住んでおりまして、土地の管理を行っております。登記簿謄本は776平米となっておりますが、現況は3000平米ほどであります。借人は、スナップエンドウ、安納いもを栽培するそうです。

5年契約です。以上です。

○議長

ただいま担当委員の方から調査報告がございました。質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

ただいま異議なしの声がありました。これより採決いたします。

利用権の設定、番号1番から6番につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、利用権の設定、番号1番から6番について、原案どおり承認し、意見を市長に送付をいたします。

○議長

続きまして、「所有権の移転について」を審議します。

なお、番号3につきましては、12番委員が移転をする者となっております。

最初に1番、2番につきまして審議をいたします。それでは、担当委員の説明を求めますが、1番は私の担当ですので説明をいたします。

この場所は、カシミア橋の手前になります。譲受人の牛舎がありまして、その隣の農地になります。確認をとったところ、10年ほど前にこの譲渡人のお母さんと金銭のやりとりをしておったということでございます。今回、移転の手続きをするということでございます。現在表土が余りないようですが、表土を入れて牧草を作りたいということでございました。申請どおり間違いはございませんでした。以上です。

○5番委員

5番です。2番について説明いたします。14日に現地調査いたしまして、譲受人に確認をいたしました。譲渡人の方にも電話で確認をとりまして、価格等も申請どおり間違いがございませんでした。以上です。

○議長

それでは、まず所有権の移転、番号1番、2番について審議をしたいと思います。

1番、2番につきまして、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

ただいま異議なしの声がありましたので、採決をしたいと思います。

所有権の移転番号1番、2番について、原案どおり承認する方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、所有権の移転、番号1番、2番につきましては、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

続きまして、番号3の審議をいたします。議事参与の制限規定によりまして、審議の間12番委員は退室をお願いいたします。

それでは、番号3番につきまして、担当委員の説明をお願いいたします。

○8番委員

8番です。番号3について報告いたします。4月の13日に現地を確認いたしました。現和庄司浦地区内の3筆の畑で、親子間の贈与であります。

畑はすべて良く整理されておりました。また、息子さんも若く、意欲のある農業者ですので、何ら問題ないものと思います。以上です。

○議長

はい、それでは、所有権の移転3番につきまして審議をしたいと思います。

質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

異議なしの声がありましたので、採決をいたします。

議案第5号の所有権移転番号3につきまして、承認する方の挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、所有権の移転番号3は原案どおり承認し、市長に意見を送付いたします。ここで12番委員の入室を許可します。

○議長

続きまして、議案第6号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題といたします。

それでは、担当委員ごとに簡潔に調査、判断結果の報告をお願いいたします。

2番委員からお願いします。

○2番委員

番号1から29までを報告したいと思います。

1番は山林です。2は山林、3は山林、4は山林、5は山林、6は山林、7は山林、8は山林、9は山林、10は山林、11は山林、12は原野、13は半分山林で半分はハエを採取した後のようでしたが山林、14は山林、15は山林、16は山林、17と18は原野、19と20は原野、21は山林、22は原野、23は山林、24は原野、25は原野、26は山林、27と28は原野、29は山林です。

4月13日に調査をしました。すべて非農地です。以上です。

○3番委員

30番は原野で非農地です。

○9番委員

31番から34番までが原野で35番が山林です。

○13番委員

13番です。36番から45番まで全て山林で非農地です。

○議長

ただいま各委員の方から、現地調査の報告がございました。整理しますと今回の分は1番から45番まで全て非農地という結果です。以上のとおり決定して良いという方の挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員で賛成でありますので、報告の通りと判断いたしまして、今後所有者に非農地証明の通知を行うことといたします。

○3番委員

ひとつ質問良いですか。この非農地の調査ですが、今回も全て非農地になった訳ですが、今後農業委員会が法務局に報告したとき法務局から調査に行く訳でしょう。

その地目変更する時当委員会から地主に通知を出すのですが、これは地目変更は必ずしないといけない訳ですか。

ある農家から荒れている農地を地目変更するのにお金がかかるので、どうしてもしないといけないか問い合わせがありました。

○事務局

地目変更に関しては法務局の方にお金はかからないです。ただし、不動産登記法では、現況が変わった場合は、3カ月以内だったと思うのですが、届け出が必要であるというのがあります。

一応農業委員も確認しまして、農地としてちょっと無理だということですので、地目変更をしていただきたいというのが正直なところです。

不動産登記法上義務だと思いますが、こちらの方は農地のままで残っているのが困るので、変更を促しているところであります。

当然農家台帳の方からは除外しておりますけれども、本人にすれば畑で課税されるより山林の方が当然評価額は下がってきますので、そこらがメリットということで、説明していただければと思います。

○3番委員

法務局ではお金はかからないということですね。

○事務局

はい、但し名義などが違う場合戸籍とかの書類にかかることはあります。

○8番委員

本人には、非農地調査のお知らせはしていますか。

○事務局

本人には非農地調査に行きますということをお知らせしています。さらに、調査の結果非農地ですから地目を替えてくださいという通知も送っています。

○議長

他に質疑はございませんか。

○14番委員

はい。この非農地調査については、荒れて入っていけない場所もあると思いますが、如何して調査したら宜しいですか。

○議長

遠くから確認しても明らかに山林になっていることが確認出来ると思います。

仮に現場まで行けないような場所は、本人に十分確認していただき判断いただければと思います。

○事務局

最近の航空写真もございますので参考にいただければと思います。

○議長

これについては、よろしいですか。それでは、続きまして、先月3条申請のあった持ち分登記について議論しましたが、継続審議ということで、もう一度審議したいということで議題とさせていただきます。

農業会議等に相談した結果、再度審議の必要があるということでございましたので、今回継続議案とさせていただきます。

それでは、その相談結果を踏まえまして、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」の継続審議の説明をします。資料は7-1ページになります。

先月、定例総会で6分の5の面積が確定できないということで、許可できないのではないかとということで継続になりました。

県の農業会議にも、再度相談いたしましたが、定例総会においては許可か不許可しか出来ないということでありました。

ただし、不許可にする場合は農地法第3条第2項各号に該当する要件のみが対象ということになります。今回の持ち分6分の5の場所がハッキリしないため、許可できないというのは不許可要件に該当しません。

今回の申請は、農地法第3条の許可要件は満たしているため、許可すべきであるというアドバイスを受けました。

今回の件は、持ち分の権利のみの所有権移転であり、土地というひとつの物で考えない方が、良いということでもあります。

また、6分の1の持ち分の権利は残っているので、許可については何ら支障がなく、

最後は6分の5の持ち分の方と6分の1の方の問題であるということでもあります。

○議長

今事務局から説明がありましたが、農地のどの面積の移転ということではなくて、所有する権利の移転ということで、この2件に関しましては、農地法第3条の不許可要件には該当しないということでございます。

また、持ち分の移転許可は農地法で通常行われているということです。

少し理解しづらいとは思いますが、これについて何か質疑はございますか。

○3番委員

許可を認めても当委員会には何ら問題が無いということですね。

○議長

我々は、6分の1の方からの苦情を心配していましたが、そのことは農業委員会の範疇ではなく、お互いの地主さんの協議であるということになります。

従って、農地法での許可、不許可のみの判断をすることになるということです。

○議長


質疑がないようですので採決します。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請」1番、2番について許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請」1番、2番につきましては、許可することに決定いたします。

以上をもちまして、本日の議案審議全てを終わります。

平成26年4月16日

会 長 田高弘三 

6番委員 白河澄雄 

7番委員 古田洋美 